

## 台東区環境審議会 公募委員募集要領

この要領は、台東区環境審議会（以下「審議会」という。）の公募委員（以下「委員」という。）募集に関し、必要な事項を定める。

### 1 審議会の役割・活動内容

委員は審議会に出席し、区内における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する。なお、会議は各年度1回程度（計画策定・改定年度は4回程度）、原則として平日の日中又は夜間（18時30分～）に開催予定。

### 2 委員の任期

区長の委嘱を受けた日から2年間

### 3 委員の報酬

審議会の会議への出席1日につき8,000円（税込み）

### 4 募集人数

1名（なお、協議会全体の委員の人数は14名程度）

### 5 応募資格

委員に応募することができる方は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならないものとする。

- （1）台東区内に住所を有すること。
- （2）年齢が令和6年4月1日現在、満18歳以上であること。
- （3）審議会に出席することができること。
- （4）暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）でないこと。
- （5）台東区の区議会議員又は職員でないこと。

### 6 応募方法

#### （1）募集期間

令和6年11月22日(金)まで

#### （2）提出書類

##### ①作文

題名「地球温暖化対策に区が取り組むべきこと」800字程度・様式自由

##### ②公募委員申込書（台東区ホームページからダウンロード）

(3) 提出方法

電子申請か、問合せ先へ郵送又は持参

※電子申請の場合は、②の提出は不要

(4) その他

提出書類に記載された個人情報は当該公募に係る選考のためにのみ利用し、それ以外の目的には利用、提供しない。

7 選考結果の通知

応募者全員に対し、令和6年12月上旬に選考結果を個別に通知する。

8 問合せ先

台東区 環境清掃部 環境課 庶務担当

〒110-8615 東京都台東区東上野4丁目5番6号

電話 03-5246-1284 (直通)